

20歳になったら 国民年金



日本年金機構
年金制度の紹介動画

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1870
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなでお支えしようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満までの方が加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

▶国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

▶国民年金保険料のお支払い

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の1カ月当たりの保険料は16,980円です(R6年度)。

「付加年金制度」があります！

定額保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

所得税・住民税の控除の対象でお得です！

納付した国民年金保険料は、全額、社会保険料控除の対象となります。

▶学生納付特例制度・納付猶予制度と追納

学生納付特例制度

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

追納制度

上記納付特例や納付猶予の承認を受けた場合、10年以内に追納することにより、将来の年金額を後で増やすことができます(経過期間に応じ加算額あり)。

令和7年度 会計年度任用職員の登録募集

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和7年4月以降に任用を予定している会計年度任用職員について登録の募集をします。

▶任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日(原則。職種によって任用期間が異なります。)

▶募集職種 一般事務員、保育士、教育支援員など

▶勤務条件 報酬、勤務時間、勤務場所等は職種によって異なります。

詳しくは募集案内をご覧ください。

▶選考方法 書類選考、面接など

▶申込期間 1月10日(金)～1月24日(金)^{*1}

^{*1}申込期間を過ぎた場合でも登録の申込みは可能ですが、令和7年4月任用の選考については、申込期間までに登録された方から順次選考を行います。

▶申込方法 募集案内^{*2}で詳細を確認のうえ所定の申込書により総務課に提出(郵送[必着])、又は電子申請を行ってください。

^{*2}募集案内及び申込関係書類は、1月10日(金)から総務課窓口で配布及び町ホームページからダウンロードできます。

会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日～翌年3月31日)で勤務する一般職の非常勤職員です。